

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	令和 6 年 6 月 1 2 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 9 時 4 7 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	安藤 玄一 萩原 鉄也 岸 圭介
	山田 昌紀 川添 康大 小沼 富夫
	大山 学
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	3 人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書
の提出を求める陳情
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【安藤玄一議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第2号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第2号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

あらゆる分野における女性のサービス撤廃をうたった女性差別撤廃条約は1979年に国連で採決され、日本は1985年に批准しました。現在189か国がこの条約を締結しています。条約の実効性を高めるため、個人通報制度との調査制度を定めた女性差別撤廃条約選択議定書が1999年に採択され、現時点では締結国のうち114か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。

この女性差別撤廃条約により、日本においては、雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等、法整備は少しずつ進んでいることは御案内のとおりであります。しかし、政府が女性活躍を推進する一方で、セクシュアルハラスメントやDV、性暴力、賃金格差や非正規雇用などの雇用問題、さらに、大学の医学部受験において女子は減点されるケースがあったとの報道も数年前ありました。女性差別撤廃のためには、残された課題を是正していく必要があると考えます。選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、本条約の実効性確保に重要な役割を果たしており、日本が批准し、個人通報制度が導入されることで、こうした不平等をなくすための効力が強まることが期待されるのではないのでしょうか。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。よって、国会及び政府においては、男女共同参画基本計画で掲げた目標の実現のため、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求めるべきであると考えます。この意見書は、国会及び関係行政庁に対し、速やかに選択議定書を批准するよう求めるものであり、すなわち、それは批准に向けた環境整備を行うことと同義であります。国の責任ある態度を後押しするために必要であると私は考えます。

以上申し述べて、賛成の意見といたします。以上でございます。

○委員【川添康大議員】 それでは、私からも、陳情第2号について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書は、締約国の個人または集団が条約に定められた権利が侵害された場合、女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査、審査を行い、当事者、政府に意見、勧告を送付するとしており、女性差別解消に重要な役割を果たすものと言えます。1999年に国連総会で採択されましたが、日本は20年以上検討したまま批准をしていません。日本政府は、選択議定書の批准をしない理由として、他の人権救済条約と同様、「司法権の独立を侵す可能性がある」という見解を示しています。しかし選択議定書は、国内的な救済措置が尽くされたことを前提として委員会に通報することとしており、意見、勧告に法的拘束力はなく、司法権の独立が侵されるおそれはありません。このことは、既に2003年国連女性差別撤廃委員会でも明確に指摘され、日本政府は選択議定書の早期批准を勧告されています。

2003年の条約委員会総括所見は、条約で定められた権利を侵害された個人が各条約機関に訴える個人通報制度について、「司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を深める」と評価しており、個人通報制度作業部会長のパトリシア・シュルツ氏は、「人権保護における司法の基本的な役割は、国際的な審査を受け入れることによって強化される」と指摘しています。

これまで都道府県レベルで意見書を可決したのは、高知や島根、宮城、徳島、富山、大阪、岩手、埼玉、三重、滋賀の10府県。宮城県では二度可決をしています。政令指定都市は、堺、千葉、北九州、さいたま、大阪、京都、札幌の7市で、北九州市でも二度可決をされています。大阪府は、全自治体議会で可決をしている状況です。昨年2月に可決した兵庫県尼崎市議会の意見書では、「日本のジェンダー平等へ向けた取組は進まず、女性の権利についての政策等が国際基準から立ち後れている」とし、早急に議定書を批准し、日本の女性の権利を国際基準とする努力が求められていると訴えています。また、同年7月に全会一致で可決した三重県松阪市議会の意見書では、第5次男女共同参画基本計画が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、配偶者等からの暴力や性暴力の増加、深刻化の懸念や、女性の雇用、所得への影響等が顕在化したとの認識を示したと述べ、「選択議定書の批准は、このような現状を変える重大な一歩である」と強調しています。

世界各国の男女平等度を示す昨年のジェンダーギャップ指数で、日本は146か国中125位と過去最低になりました。政治分野では、女性議員の割合の低さ、経済分野では、男女の賃金格差や企業での女性管理職の割合の低さなどが指摘されています。日本の社会のあらゆる場面で決定権を持つのはほとんど男性だということを、今や世界中が知っているという状況です。また、選択的夫婦別姓制度の実現、痴漢犯罪をはじめ、性暴力、性犯罪、DVをなくすための対策、トイレへの生理用品の配備、安全安心な中絶薬や経口用ピルのアクセス改善など、女性であるがゆえの困難はまだまだ残されており、こうした状況をなくすことは当然

のことです。誰もが性別に関わりなく個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる全ての人にとって希望に満ちた社会を実現するためにも、日本政府に対し、対策の遅れを真摯に受け止め、男女平等の実現と全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、環境整備を進め、選択議定書を速やかに批准することはその大きな力になると考えます。よって、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【岸圭介議員】 それでは、私からも今回の陳情についての意見を述べさせていただきます。

今回の陳情について数人に、女性差別を実際感じるかということ聞いてみました。選択制夫婦別姓については認めてほしいという意見は出たんですけども、職場では差別されてないよという声のほうが多くて、意外と職場での差別というのはなくなりつつはあるのだなということを感じました。しかし、本議会でも女性は20人のうち3人という現状ですし、役職とか、そういう資格の職業など男性優位であることは間違いなし、賃金の差もあるのも現状です。そうはいえ、差別は減っているのだなとは思いました。

それも、様々な法律やこの女性差別撤廃条約なども含んだいろんなことで改善されてきたのだろうとは思いますが。それをさらに進めるための選択議定書批准なので、それが望まれているという意見も分かります。しかし、他市の状況あるいは他市の議論、反対意見なども見たんですけども、当然不採択になったところも割とありました。

私は賃金差別はあってはいけないとも思うし、選択的夫婦別姓も認めるべきだと思っていますし、戸籍の問題もあるのだろうと思うのです。しかし、国連が日本の意思決定に介入してくる可能性があることに対しては非常に懸念しています。女性差別撤廃委員会というものに対して、国連に対する不信感から信用することができない、ここが一番の理由です。女性差別撤廃というのが、現政府の中で思ったように進まないという気持ちには共感するものの、国際連盟に対する司法権の独立は保障されているとはいえ、それが非常に懸念されるということで、本陳情には反対の意見といたします。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、「陳情第2号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情」について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

1985年に条約自体は日本も批准をしたわけであります。一方、関連する選択議定書は1999年に国連で採択をされ、既に世界で115か国が批准をしている状況でございます。日本は検討を続けています。先ほども他委員からも出ましたけれども、日本政府は選択議定書の批准をしない理由として、他の人権救済条約と同様、司法権の独立を侵す可能性があるという見解を示しています。しかし、選択議定書は国内的な救済措置が尽くされたことを前提として委員会に通報することとしており、意見、勧告に法的拘束力はなく、司法権の独立が侵されるおそれはないと私も考えます。

議定書は、条約が保障する権利が侵害され、裁判など国内の救済手続を尽くしても救われなかった場合に、個人や団体が国連の委員会に直接救済を申し立てられる個人通報制度を定めています。条約の実効性を高めるための制度で、国内の権利侵害の事案が国際基準で審査される道を開くと言えるものでございます。条約が採択された1979年当時、日本は批准に向けて解決しなければならない3つの課題がございました。1つは、国籍法が、父親が日本人でないと子の日本国籍取得を認めていないことで、2つ目が、労働条件の男女平等を定めた法律がなかったこと、そして、高校の家庭科が女子のみの必修になっていることの3つでございました。そのため、政府は1984年に国籍法を改め、1985年に男女雇用機会均等法を国会で成立させて、世界で72番目の締結国となったわけであり、また、高校の家庭科に関しましては、1989年に学習指導要領の見直しによりまして男女必修の科目となったわけであり、あります。

現在、日本の社会はコロナ禍を経験し、仕事上また生活上で様々な変化が起きています。ITの発達によりましてリモートワークの導入が加速され、Zoom会議などの新たな仕組みが生まれたわけであり、あります。そのような環境の中で、女性の社会参加が増えてきているものと考えています。今回の陳情による選択議定書の批准は、前述のとおり、社会構造の目まぐるしい変化、進展の中で必要なことと考えます。よって、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情に対し、採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【萩原鉄也議員】 それでは、陳情第2号について意見を申し上げます。

陳情によりますと、女性差別撤廃条約の締結国は189か国、その中で同条約の選択議定書の締結国は115か国であると報告されています。本体の条約の実効性を強化する附属条約が選択議定書であり、条約を批准しながら選択議定書を批准しないというのは、法律はつくるが遵守はしないと宣言しているようなものであるという意見もあります。さらに、国際女性の地位協会の大谷弁護士の回答として、「女性差別撤廃委員会の見解に法的な拘束力がないことは政府も十分理解しており、司法権の独立を侵害するという説明は日本政府も行っていない」としています。すなわち、国連の介入で日本の司法制度が揺るがされることはあり得ないことを説明しています。

また、個人通報が受理され、女性差別撤廃委員会により審査された結果、最高裁判決と異なる見解が出ることはありますが、見解は締結国に向けて出され、最高裁に対して裁判内容の修正を迫るものではないとも言っています。女性差別撤廃条約の選択議定書は、女性が直面している差別を効果的に取り除くための具体的な手法を提供していると考えます。この議定書には、個人の通報制度と調査制度が含まれており、これにより女性たちが自らの権利を実質的に主張し、保護する機会を得ることができます。この議定書を批准することは、国際社会に対して、日本がジェンダー平等の実現に真剣であることを示す行動となり、また、国内における性別に基づく不平等を是正し、全ての女性が自己の潜在能力を最大限に発

揮できる社会の実現を加速すると考えます。

さらに、市の第3次男女共同参画プランにおける具体的な目標達成に寄与し、市民一人一人が尊重される包括的で公正な社会の実現に貢献するものであると考えます。これにより、女性差別の撤廃とジェンダー平等の促進を目的とした国際的な取組において、日本が世界的な基準にのっとり行動することの重要性を認識し、それに向けた日本の姿勢が明確に示されることになると思います。よって、本陳情は採択されるべきと考えます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前9時47分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和6年6月12日

総務常任委員会

委員長 安 藤 玄 一